

規制改革・民間開放推進会議
国際経済連携ワーキンググループ

平成 18 年 11 月 20 日
総務省

6 法務関係

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化 （内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）	a データベースの構築を含め、外国人の在留状況に係る情報を相互照会・提供する仕組みを整備する。	重点・外国（１） 〔改定・法務ウ〕			結論
	b 国及び地方公共団体が外国人の在留状況を的確に把握することができるよう、外国人の身分関係及び居住関係の確認方法である外国人登録制度を見直す。				
	c 不法就労者を雇用する事業主等に在留資格確認義務を直接規定する法令を整備する。				
	d 職業安定関連法令を改正し、外国人を雇用する全ての事業主に対して報告を義務づけるとともに、本人氏名・在留資格等、現在は収集していない情報も新たに求める。				
	e 「入国・在留審査要領」の実効性を高める。「研修」、「興行」、「投資・経営」等の資格で在留している外国人を報告対象に含め、「外国人雇用状況報告」が対象とする資格とも調整する。				

【講ぜられた措置の概要等】

地方公共団体が外国人に対して適切な行政サービスを提供できるようにするためにも、外国人の在留情報を的確に把握することが必要である。

現在、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において関係各省で検討を行っているところである。